

令和元年度 第1回平泉町空家等対策協議会議事録（要旨）

1. 日時：令和元年2月20日（木）午前10時～11時30分
2. 場所：平泉町役場 庁議室
3. 出席者：【平泉町空家等対策協議会委員】10名【事務局】平泉町建設水道課職員3名
以上13名
4. 委嘱状交付：代表 平野勝也委員
5. 副会長の指名：平野勝也委員
6. 挨拶：平泉町空家等対策協議会会長 平泉町長 青木 幸保
7. 委員紹介
8. 議事
 - (1) 平成30年度第2回平泉町空家等対策協議会議事録の公表について
 - ・議事録、委員名簿、会議資料について、町ウェブサイトへ掲載することを事務局より説明し、承認を得た。
 - ・なお、今後は迅速な公開に努めるため、議事録作成後、委員へ照会のうえウェブサイトに掲載することとした。
 - (2) 特定空家等の判断について
 - ・平泉町特定空家等判断基準に基づき調査した物件について、委員による現地確認を行い、住宅1件について特定空家等と判断した。経過観察中の非住宅1件については、次回の協議会で改めて判断することとした。
9. 質疑等
 - (1) 委員：議事録の公表は修正等が生じる可能性があるため、委員に確認のうえウェブサイトに掲載した方が良い。
事務局：委員に確認いただいたうえで、速やかに掲載させていただきたい。
 - (2) 委員：特定空家等に該当させた場合、その後の指導や命令等の期間の猶予は決めていたか。
事務局：平泉町特定空家等判断基準において、該当通知を送付し経過観察することと記載している。日数は決めていないが、ある程度の猶予期間を設けながら、その状況を協議会で確認のうえ判断していきたい。
 - (3) 委員：今回の物件は特定空家等としては比較的状态が良いと感じる。この物件を特定空家等と判断した場合、今後、対象物件が増加すると考えられるがどう解釈するか。
事務局：今回の物件は比較的状态が良いと事務局でも考えるが、平泉町特定空家等判

断基準では特定空家等に該当すると判断されること、併せて、相続放棄の物件であることから判断し、特定空家等に該当することとしたい。

(4) 委員：町として特定空家に力を入れて取り組んでいることを PR していった方が良い。

PR することも協議会の必要な役割である。

(5) 委員：特定空家等に該当させる物件が町内まだ沢山あるように感じるが、担当課としてはどのように考えているか。

事務局：平成 28 年度実施した空家の全町調査に基づき、その中でも比較的状态が良くない物件を抽出して協議会にお諮りしている。

(6) 委員：今後、管理状態にあるが住んでいない物件が増えていくと考えるが、どのように考えているか。

事務局：住んではいないが倉庫等に利用している物件等もある。使用の実態があると空家には該当しないため、その場合は、別のアプローチが必要と考えている。

(7) 委員：平泉町特定空家等判断基準に景観の関係があるが、道路沿いで観光客が通るところは景観を要件に該当させて良いと考えるがいかがか。

事務局：景観を要件に該当させる場合もあるが、その場合は周辺に与えている影響の程度がポイントとなっている。今回の物件は景観の関係からは、該当しなかったが、当町は観光地であるため、総合的に判断する際の 1 つの材料になると考えている。